

## 北海学園大学 公的研究費の運営・管理に関する規程

(趣 旨)

**第1条** この規程は、北海学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理について必要な事項を定める。

(定 義)

**第2条** この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省等（これらが所管する独立行政法人等を含む。）から配分される競争的資金を中心とした公募型資金のことをいう。

2 この規程において「不正」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は公的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用

(2) 「北海学園大学 研究活動上の不正行為に関する規程」第2条に規定する行為

3 この規程において「構成員」とは、本学における公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員、研究員及び学生等をいう。

(最高管理責任者)

**第3条** 本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公的研究費の不正防止対策基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、これらを実施するために必要な措置を講じる。

3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たり、理事会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者は、啓発活動を定期的に行い、構成員の不正防止意識の向上と浸透を図らなければならない。

(統括管理責任者)

**第4条** 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、副学長（総務担当）をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、本学全体の具体的な対策を策定する。

3 統括管理責任者は、前項の対策の実施を、次条に規定するコンプライアンス推進責任者に指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

**第5条** 本学における公的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、学部長、研究科長、開発研究所長及び事務部長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を

行わなければならない。

- (1) 自己の管理監督又は指導する部局における不正防止対策を実施し、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、部局内の構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 自己の管理監督又は指導する部局において、定期的に啓発活動を実施する。
- (4) 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が適切に公的研究費の運営・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(職名の公開)

**第6条** 第3条ないし第5条の職名は、これを公開する。

(コンプライアンス教育)

**第7条** 構成員は、本学が実施するコンプライアンス教育を受講し、次の各号を含む誓約書を、最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(ルールの明確化)

**第8条** 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続きに関するルールの明確かつ統一的な運用を図るため、ルールブックを作成し、学内外に周知する。

(職務権限の明確化)

**第9条** 最高管理責任者は、公的研究費に係る事務手続き及び予算執行管理を、交付を受けた研究者に代わり事務部庶務課に委任する。

(不正防止計画推進室)

**第10条** 最高管理責任者の下に、不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進室」という。）を置き、事務部庶務課をもって充てる。

- 2 不正防止計画推進室の責任者は、事務部庶務課長とする。
- 3 不正防止計画推進室は、統括管理責任者が第4条第2項に規定する役割を果たす上での実働部門として位置付け、統括管理責任者の指示により、不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を策定し、その実施状況を確認する。
- 4 不正防止計画推進室は、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

(取引業者からの誓約書の徴収)

**第11条** 最高管理責任者は、本学の基本方針及びルールを周知するため、一定の取引実績やリスク要因・実効性等を考慮した上で、取引業者に対して次の各号を含む誓約書の提出を求める。ただし、事前に遵守事項を定めた契約書を締結する場合は、この限りではない。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。

(3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

(4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

(相談窓口)

**第12条** 不正を事前に防止するため、公的研究費の使用に関するルールや事務手続き等について、本学内外からの相談を受け付ける相談窓口を事務部庶務課に置く。

(内部監査)

**第13条** 最高管理責任者の下に、公的研究費を適正に管理するための内部監査を担当する部署として、内部監査室を置く。

2 内部監査に関する規程は、別に定める。

(改 廃)

**第14条** この規程の改廃は、協議会の議を経て最高管理責任者がこれを行う。

**附 則**

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。